

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成 28 年 11 月 2 日 答申分

○答申の概要

| | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 3件 |
| 厚生年金保険関係 | 3件 |

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600248号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600104号

第1 結論

請求者のA社(後に、B社)における平成10年6月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年6月から同年9月までの標準報酬月額については、20万円から24万円とする。

平成10年6月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成10年6月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年6月1日から同年10月1日まで

私は、平成9年2月17日にA社へ入社し、平成15年9月15日まで勤務した。厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が20万円となっているが、自身が所持している当該事業所の給料明細書等では、標準報酬月額24万円に見合う厚生年金保険料が控除されている。調査の上、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間において、請求者のオンライン記録では標準報酬月額は20万円と記録されているが、請求者から提出されたA社に係る給料明細書等により、請求者の当該期間の標準報酬月額は、随時改定の基礎となる平成10年3月、同年4月及び同年5月の報酬の総額を3で除して得た額から24万円と認められ、請求者は、当該標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成10年6月から同年9月までの期間について、請求期間当時の資料が無いため不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600229号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600105号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年4月
② 平成19年7月
③ 平成19年10月
④ 平成20年1月

A社から、請求期間①から④までに係る賞与を支給されたにもかかわらず、年金記録に当該賞与の記録が無い。賞与は、3か月ごとに報奨金という名称で10万円ずつ、給与と一緒に支給されていた。調査の上、請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、「請求者に、請求期間に係る賞与を支給していない。」と回答しており、同社から提出された請求者に係る平成19年及び平成20年の賃金台帳には、賞与が支給された記載がないことが確認できる。

また、請求者が賞与であると主張する「報奨金」は、上記の賃金台帳において、平成19年及び平成20年の各年に、給与の一部として、3か月ごとに年間4回(請求期間を含む。)支給されていることが確認でき、A社は、「報奨金は賞与ではないので、報酬月額に含めて算定基礎届を提出している。」と回答しているところ、同社から提出された上記の賃金台帳により、「報奨金」を含む報酬月額を基に算定した平成19年及び平成20年の定時決定の標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。

さらに、厚生年金保険法第3条第1項第4号において、賞与とは、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごと(年3回以下)に受けるものと定められていることから、請求期間に支給された「報奨金」は、同法における賞与には該当しないと認められる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600236号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600106号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年8月

A社から、請求期間①及び②に賞与を支給されたにもかかわらず、年金記録に当該賞与の記録が無い。調査の上、請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、「請求者に、請求期間に係る賞与を支給していない。」と回答している。

また、A社が提出した請求者に係る平成18年及び平成19年の賃金台帳並びに平成18年分及び平成19年分の給与所得に対する源泉徴収簿から、請求期間に係る賞与が支給されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600238号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600107号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月
② 平成18年8月

A社からの派遣社員として勤務していた請求期間①及び②に賞与を支給されたにもかかわらず、年金記録に当該賞与の記録が無い。調査の上、請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社は、「請求者は、賞与を支給しない契約だった。」と回答している上、同社が提出した「スタッフ決定照会」画面の写しによると、請求者の請求期間当時の派遣期間は平成17年11月23日から平成18年12月31日までであり、当該期間の賞与は支給しないと表示されていることが確認できる。

また、請求期間①については、B社は、平成17年の賃金台帳を保管しておらず、請求者に当該期間に係る賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない。

さらに、請求期間②については、B社が提出した請求者に係る平成18年の賃金台帳及び同年分の給与所得に対する源泉徴収簿から、当該期間に係る賞与が支給されていなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。